

三菱 UFJ トータルリワードレポート

Mitsubishi UFJ Total Reward Report

2025 年 6 月号

「安心・豊かな社会」を創り出す信託銀行 *Create a Better Tomorrow*

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



目次

三菱 UFJ トータルリワードレポート

2025 年 6 月号

Mitsubishi UFJ Total Reward Report

《退職給付制度の見直し》

退職給付制度の見直し事例②

トータルリワード戦略コンサルティング部 シニアコンサルタント 伊藤 悠介 1

《情報開示》

日本におけるサステナビリティ情報の法定開示の動向①

～人的資本情報開示の視点から見た SSBJ 基準～

トータルリワード戦略コンサルティング部 エグゼクティブコンサルタント 阿久津 太 11

《誌上年金カレッジ》

財政決算報告書の見方③～積立上限～

トータルリワード戦略コンサルティング部 シニアコンサルタント 羽賀 寛 23

《時事をつぶやき》

昭和 100 年

アナリスト 久野 正徳 30

本誌およびバックナンバーは弊社ホームページにて掲載しております。

弊社ホームページアドレス : <https://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

退職給付制度の見直し事例②

トータルリワード戦略コンサルティング部 シニアコンサルタント 伊藤 悠介

要旨

- 昨今のインフレに伴って多くの企業で賃上げが実施されていますが、多くの退職給付制度にはインフレ耐性がないため、これからは退職給付の実質価値を維持するための取り組みが重要になります
- 近年の良好な運用環境を背景に潤沢な剰余金を保有する確定給付企業年金が増えており、その剰余金を活用して退職給付の実質価値を維持することが可能です
- 退職給付の実質価値を維持する制度見直しには、ポイント単価の増額、キャッシュバランスプランの利息の時限的引上げ、運用実績連動型のキャッシュバランスプランへの変更等が考えられます

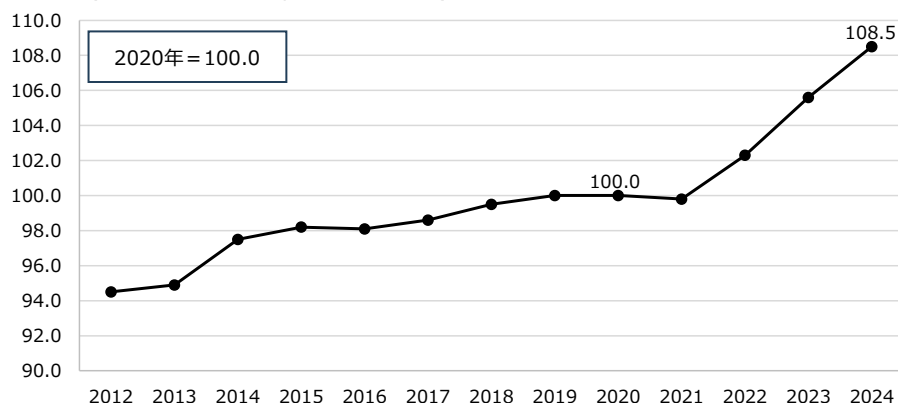
2025 年 4 月号に続き、退職給付制度の見直し事例をご紹介します。

今回は、昨今のインフレや確定給付企業年金（以下、DB）の剰余金の増加を踏まえ、退職給付の実質価値を維持していくためにどのような制度変更が考えられるかを取り上げます。自社の退職給付制度にインフレ耐性があるかをご確認いただき、インフレ耐性がないのであれば、制度変更の影響も踏まえたうえで制度見直しをご検討いただくことをお勧めします。

1. 退職給付制度のインフレ耐性

日本労働組合総連合会が公表した第 5 回回答集計によれば、2025 年の賃上げ率は 5.32%であり、33 年ぶりの賃上げ水準となった 2024 年を上回って着地する見込みです。賃上げの背景には人材確保の観点もありますが、昨今のインフレに対応するという観点も大きいでしょう。図表 1 のとおり、全国消費者物価指数はここ数年で上昇傾向にあり、長く続いたデフレから抜け出し、継続的なインフレを迎えつつあります。

（図表 1）全国消費者物価指数（総合）の推移



出所：総務省統計局「2020 年基準 消費者物価指数」をもとに筆者作成

インフレ環境下では貨幣の実質価値が低下しますが、これは当然に退職給付にもあてはまります。図表 2 は日本の DB で採用されている主な給付算定形態ごとにインフレ耐性を評価したものです。弊社総幹事の DB の給付算定形態を確認すると、インフレ耐性が○の DB はかなり少ないという結果になります。退職一時金制度では、「運用実績連動型のキャッシュバランスプラン」「リスク分担型企業年金」の給付算定形態が採用できないため、インフレ耐性がある退職一時金制度も極めて少ないでしょう。

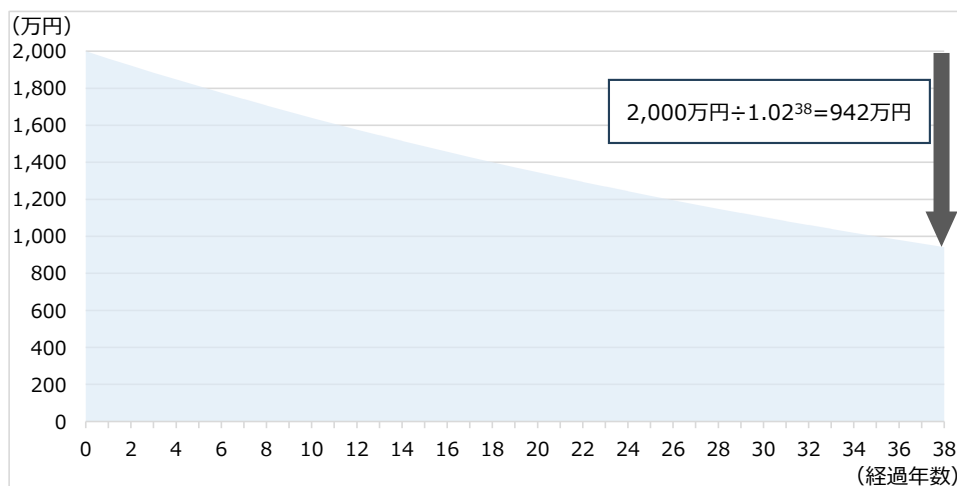
(図表 2) DB の主な給付算定形態ごとのインフレ耐性

給付算定形態	インフレ耐性 (括弧内は補足)
定額制	×
給与 (賃金) 比例制	○ (インフレ率と同程度の賃上げが継続的に実施されればインフレ耐性あり)
給与 (退職給付用給与) 比例制	×
ポイント制	×
国債連動型のキャッシュバランスプラン	△ (インフレ率と国債利回りの連動性は高くない、金融政策の影響を受ける)
運用実績連動型のキャッシュバランスプラン	○ (長期的には運用実績 > インフレ率)
リスク分担型企業年金	○ (長期的には運用実績連動型のキャッシュバランスプランと同様の傾向)

出所：筆者作成

継続的なインフレ環境下において、インフレ耐性がない退職給付制度で特段の対応を行わないとどのようなことが起きるかを簡単な数値例で示したのが図表 3 です。大卒 (22 歳) で入社した従業員が定年 (60 歳) まで 38 年間勤務した場合に 2,000 万円の給付額となる退職給付制度があったとします。仮に日本銀行が掲げる 2.0% の物価上昇が毎年実現した場合、現在は 2,000 万円の給付額も、38 年後には 942 万円の実質価値しかもたなくなってしまう。

(図表 3) インフレによる退職給付の実質価値の低下



出所：筆者作成

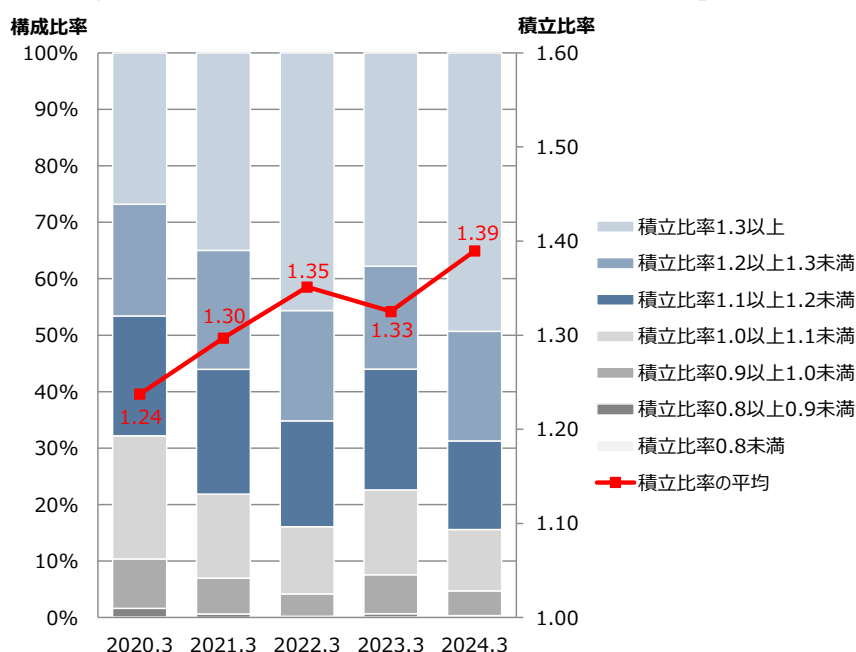
上記はやや極端な数値例ですが、インフレ耐性のない退職給付制度において、退職給付の実質価値が少なからず低下していくのは事実です。公的年金の縮小に伴って退職給付制度の重要性は増していることから退職給付の実質価値を維持するための取り組みが今後重要になってくると考えます。

2. インフレと DB の剰余金

ここまで退職給付制度のインフレ対応の必要性を説明してきました。退職給付制度のインフレ対応にはいくつかの方法が考えられますが、過去分の給付も含めてインフレ対応を行う場合は原資が必要となります。DB であれば特別掛金の拠出で賄うのが一般的ですが、昨今の DB の積立状況を踏まえると、DB の剰余金を活用するという方法もあります。

図表 4 は弊社総幹事の DB の積立比率の推移を示したものです。近年の良好な運用環境を背景に、潤沢な剰余金を保有する DB が増えており、DB におけるインフレ対応の原資に当該剰余金を活用することが考えられます。

(図表 4) 弊社総幹事の DB の「純資産額÷財政均衡下限額※」の推移



出所：弊社総幹事の DB の 2024 年 3 月末時点の統計をもとに弊社作成

※財政均衡下限額 = 通常予測給付現価 - 掛金収入現価

継続的なインフレは運用結果にも影響を与えます。投資理論のビルディングブロック方式で各資産の期待収益率を分解すると「各資産の期待収益率 = リスクフリーレート + 各資産のリスクプレミアム」となりますが、リスクフリーレートは期待インフレ率を内包していると考えられます。つまり、継続的なインフレ環境下では、長期的には「運用実績 > インフレ率」の関係となり、DB の給付にインフレ耐性がないのであれば、DB の剰余金は増加していく傾向にあります。

図表 2 で「運用実績連動型のキャッシュバランスプラン」「リスク分担型企業年金」のインフレ耐性が○になっているのもこれが理由です。また、確定拠出年金（以下、DC）も従業員が適切な資産に投資を行っていれば、同様の理由からインフレ耐性があると評価できます。一方、基本的に資産運用をしていない退職一時金制度は、インフレ環境下における期待収益率の増加の恩恵を受けられませんか、継続的なインフレを迎

えつつあるこのタイミングで、退職一時金制度から DB・DC への移行を検討することも合理的です。退職一時金制度から過去分を含めて DB 移行する場合、現行の DB に潤沢な剰余金があれば、特別掛金の発生を抑制できます。

3. 退職給付制度のインフレ対応

ここからは退職給付制度のインフレ対応の事例を 3 つ紹介します。事例 1,2 はポイント制またはキャッシュバランスプラン（以下、CB）の給付設計を採用しているのであれば、DB でも退職一時金でも実施できます。事例 3 は DB でのみ実施できます。なお、インフレ耐性があると考えられるリスク分担型企業年金および DC については、2025 年 8 月号で取り上げる予定です。

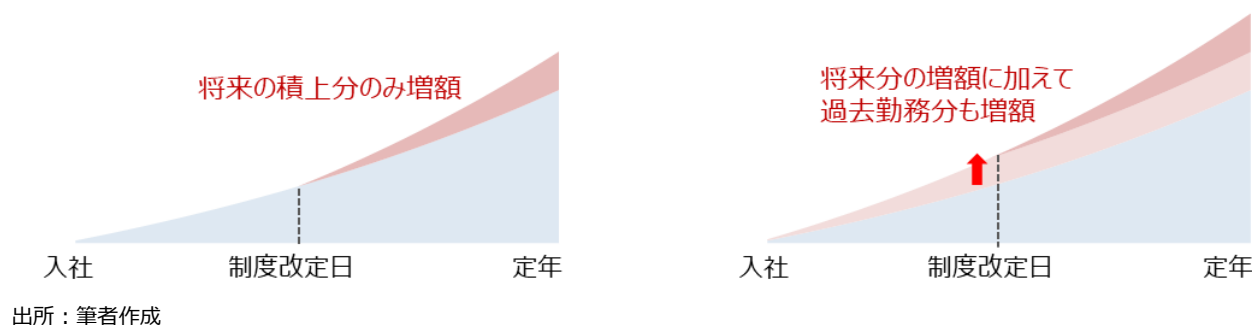
■事例 1：ポイント単価の増額

2025 年 4 月号の「退職給付制度の見直し事例①」でご紹介したポイント制の退職給付制度は、数ある給付算定形態の中で最も普及しており、弊社総幹事の DB の約半数もポイント制を採用しています。従って、まずはポイント制のインフレ対応事例からご紹介していきます。

ポイント制の退職給付制度のインフレ対応として最もシンプルな手法がポイント単価の増額です。例えば、退職給付制度の構築時に 1 ポイント 1,000 円と定めたポイント単価を、退職給付制度の構築時と今日における物価指数等に基づき、1 ポイント 1,100 円に改定するような対応です。

図表 5 にイメージ図を示したとおり、ポイント単価の増額は将来分の給付（＝これから累計するポイント）に限定することも、過去分の給付（＝これまで累計したポイント）を含めることも可能です。

（図表 5）ポイント単価の増額 左図は将来分の給付に限定 右図は過去分の給付を含める

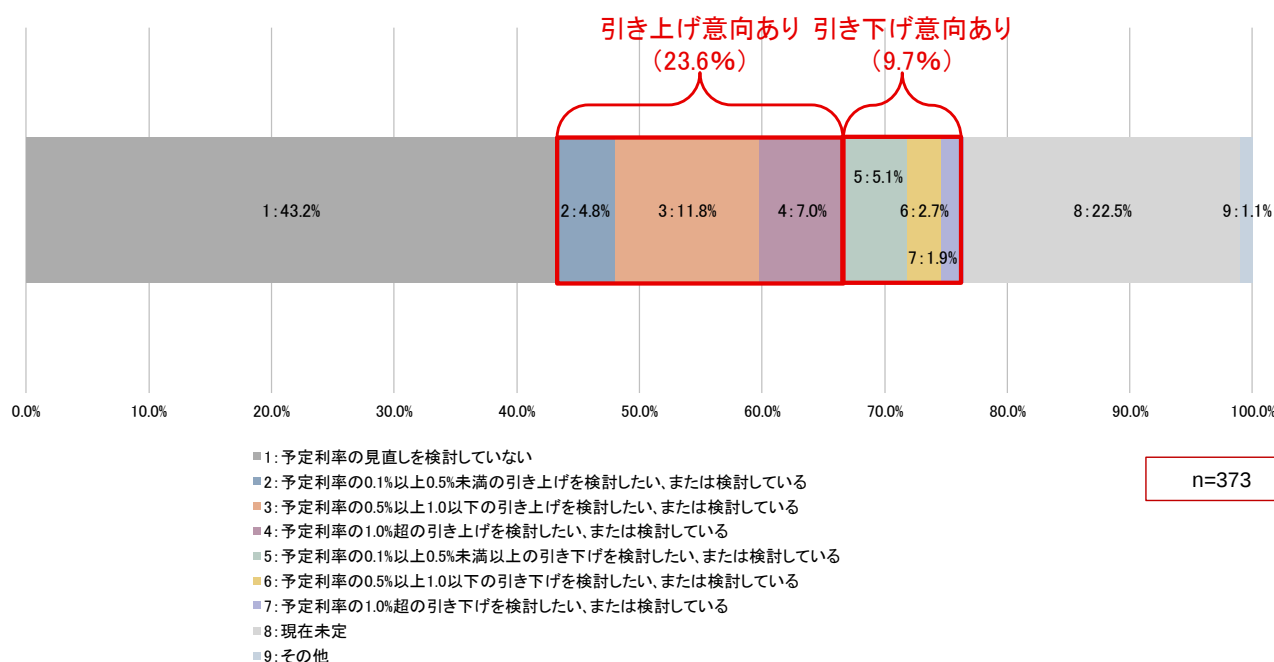


退職給付の実質価値を維持する観点からは過去分の給付を含めてポイント単価を増額する対応が望ましいですが、財務影響が大きくなります。以下では DB を前提に、ポイント単価の増額に伴う影響を＜将来分の給付に限定する場合＞と＜過去分の給付も含める場合＞のそれぞれで説明します。なお、退職給付会計に与える影響については、日本会計基準を適用しており、債務および費用の計算は原則法、退職給付見込額の期間帰属方法はポイント制の給付設計で多く採用されているであろう給付算定式基準（将来のポイント累計を織り込まない方法）という前提とします。

<将来分の給付に限定する場合>

まず、DB の年金財政に与える影響です。ポイント単価を増額すると標準掛金が増加します。一般的な DB では標準掛金の増加率はポイント単価の増額率に比例するため、例えば、ポイント単価を 1,000 円から 1,100 円に増額した場合、標準掛金も 10%増加します。ただ、足元は賃上げに伴うキャッシュアウトの増加が想定される状況のため、DB では掛金の増加を避けたいというニーズもあるでしょう。その場合は、ポイント単価の増額にあわせて予定利率を引き上げることが考えられます。DB の給付設計や基礎率にも依存しますが、一般的には予定利率を 0.5%引き上げると、標準掛金は 10%程度減少します。予定利率の引上げは財政の健全化に逆行するのではないかとと思われるかもしれませんが、昨今の期待収益率の底上げ等の環境変化を踏まえると、予定利率の引上げは合理的な選択です。図表 6 のとおり、予定利率の引上げを検討する DB は増えており、実際に予定利率を引き上げた事例も出てきています。

(図表 6) 予定利率の見直しの検討状況



出所：2024 年度 人事・退職給付一体サーベイ（弊社と三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社で共同実施）

次に、退職給付会計に与える影響です。将来分のポイント単価を増額すると、一般的な DB では退職給付債務は変動せず、勤務費用がポイント単価の増額率に比例して増加します。DB の年金財政における予定利率とポートフォリオの期待収益率を引き上げており、それに伴い退職給付会計上の長期期待運用収益率も引き上げた場合は、期待運用収益が増加し、退職給付費用の増加をある程度は抑制できます。

＜過去分の給付も含める場合＞

まず、DB の年金財政に与える影響です。＜将来分の給付に限定する場合＞の影響に加え、過去勤務債務が発生します。過去勤務債務は特別掛金を拠出して償却する対応が一般的ですが、DB の剰余金を取り崩すことで特別掛金の発生を抑えることが可能です。

次に、退職給付会計に与える影響です。＜将来分の給付に限定する場合＞の影響に加え、一般的な DB では退職給付債務がポイント単価の増額率に比例して増加します。退職給付債務の増加分は過去勤務費用となり、P/L 上は平均残存勤務年数以内の一定年数で遅延認識していくことになります。

＜ポイント単価の増額に係るその他の事項＞

ポイント単価の増額は、他制度掛金相当額の増加に繋がるため、特に企業型 DC を実施している会社では留意が必要です。ただし、期待収益率の底上げ等の環境変化を踏まえて予定利率を上げた場合は、それによって他制度掛金相当額が減少するため、その影響によりある程度は相殺できます。また、ポイント単価の増額を実施すると、基本的には企業型 DC の拠出限度額に係る経過措置が終了してしまう点にも留意が必要です。

ポイント単価の改定は DB の規約変更が必要となります。継続的なインフレ環境下では定期的にポイント単価を改定することになり、対応負荷が大きくなります。また、ポイント単価を増額するタイミング次第で従業員間の給付額に世代間格差が発生してしまう点、将来的にデフレ環境となった場合でも DB 法令上の給付減額の観点からポイント単価の減額は難しい点にも留意が必要です。これらを踏まえると、制度変更後は自動的にインフレ対応が行われる事例 3（運用実績連動型の CB への変更）の方が優れていると言えるかもしれません。

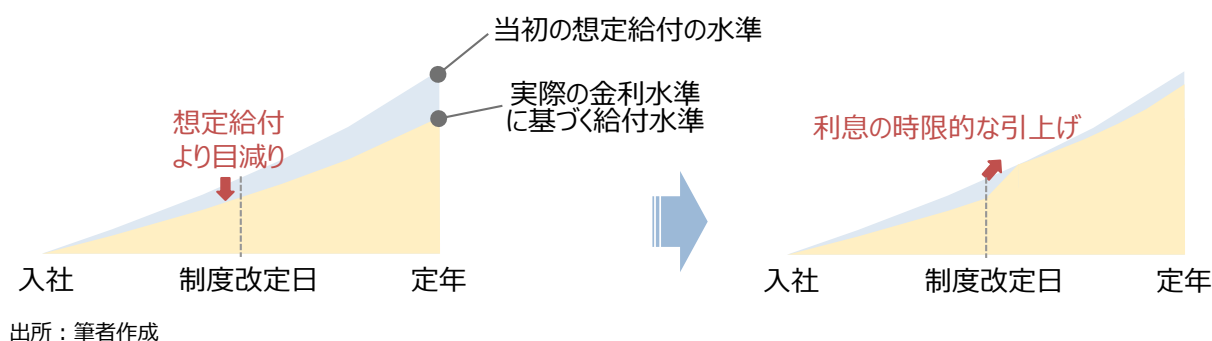
■事例 2：CB の利息の時限的引上げ

CB を採用している退職給付制度も多くあります。DB 法令上、利息は定率、国債利回り、積立金の運用利回り、その他の客観的な指標（全国消費者物価指数、賃金指数、有価証券指標など）に基づく必要がありますが、多くの制度は国債の利回りに連動させています。従って、ここからは国債連動型の CB の対応事例をご紹介します。

そもそも国債連動型の CB のメリットのひとつは、国債利回りとインフレ率が連動することで給付の実質価値が維持されるというものでした。しかし、実際にはマイナス金利政策などの影響で国債利回りは低水準で推移してきており、インフレ耐性があるとは言えない状況でした。足元は金利も上昇してきましたが、国債連動型の CB の多くが適用している 10 年国債の利回りはインフレ率に達していないと考えられます。また、国債利回りが制度構築時に設定した想定率に達していない期間が長期化したことで、インフレ以前の問題として、給付額の名目価値が当初の想定水準を下回っている制度も多くあるはずです。

日立ハイテク企業年金基金が実施した給付増額は、このような問題の対応策となるものです。日立ハイテク企業年金基金の HP によれば、2023 年 4 月～2026 年 3 月限定で加入者・受給繰下げ待期者に係る利率を 7.0%に引き上げています。図表 7 はこの制度変更のイメージ図です。

(図表 7) CB の利息の時限的引き上げのイメージ



以下では DB を前提に、CB の利息の時限的引き上げに伴う影響を説明します。なお、退職給付会計に与える影響については、日本会計基準を適用しており、債務および費用の計算は原則法、退職給付見込額の期間帰属方法は CB の給付設計で多く採用されているであろう給付算定式基準（将来の拠出付与額を織り込まない方法）という前提とします。

まず、DB の年金財政に与える影響です。利息の引き上げ率や引き上げ期間等にも依存しますが、基本的に標準掛金の算定上は利息の時限的な引き上げを織り込まない、つまり、標準掛金は変動しないことになると考えます。この場合、他制度掛金相当額も変動しません。通常予測給付現価の算定には利息の時限的な引き上げを織り込むパターンと織り込まないパターンが想定されますが、前者であれば制度変更時に財政再計算を実施して過去勤務債務が発生することになり、後者であれば制度変更後の財政決算の度に不足金が発生することになります。しかし、どちらのパターンも DB に剰余金があれば、それを活用して吸収することが可能です。

次に、退職給付会計に与える影響です。退職給付会計は DB の年金財政と比較して、より実態に近い見積りとする必要があるため、利息の時限的な引き上げを計算に織り込むこととなり、退職給付債務および勤務費用は増加すると考えます。退職給付債務の増加分は過去勤務費用となり、P/L 上は平均残存勤務年数以内の一定年数で遅延認識していくことになります。

この制度変更は主に過去分の給付を対象にした給付増額であり、DB の剰余金を有効活用することができます。どの程度の利息の引き上げであれば現在の DB の剰余金でカバーできるのかを試算したうえで、制度変更を実施することをお勧めします。

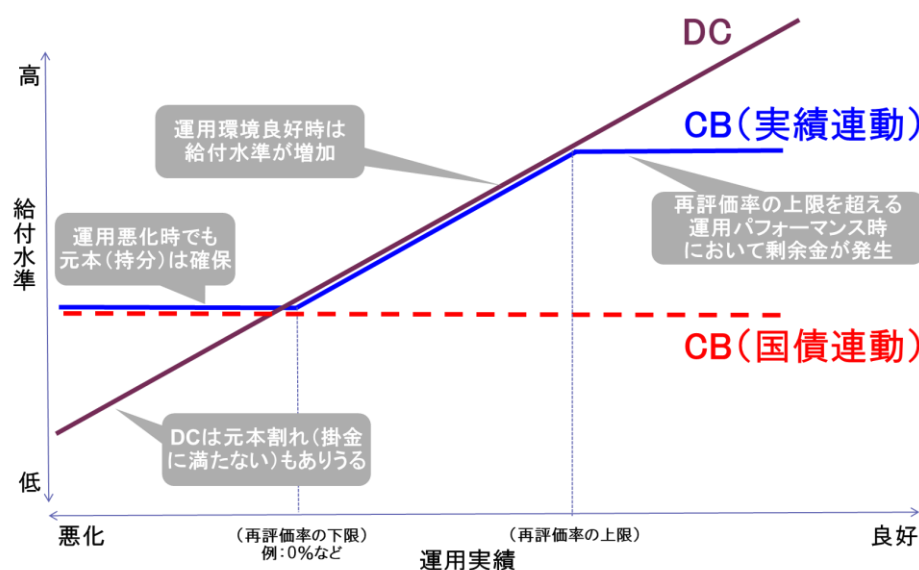
■事例 3：運用実績連動型の CB への変更

事例 2 の冒頭において、CB における利息は定率、国債利回り、積立金の運用利回り、その他の客観的な指標に基づく必要があると記載しました。利息を積立金の運用利回りに基づいて付与する制度が運用実績連動型の CB です。運用実績連動型の CB は 2014 年度の法改正で新たに実施できるようになった給付設計のため歴史が浅く、また、インフレが意識され始めたのもここ数年であるため、導入実績はそこまで多くありません。従って、まずは運用実績連動型の CB の仕組みをご説明します。

運用実績が給付額に直結するという観点では、運用実績連動型の CB の給付設計は DC に近いと考えることができます。しかし、運用実績連動型の CB は、DB 法令上、元本を保証する必要があります。実務上は利息の基となる率（再評価率）に上下限を設けることが一般的であり、この結果、図表 8 のとおり、運用環境が悪化しても元本は保証される安心感がありつつ、運用環境が良好であればその恩恵を一定程度まで受けられるということになります。

（図表 8）運用実績連動型の CB の仕組み

運用実績と給付水準の関係（イメージ）



出所：筆者作成

「2. インフレと DB の剰余金」でも記載したとおり、長期的には「運用実績 > インフレ率」の関係となるであろうことから、運用実績連動型の CB にはインフレ耐性があり、昨今注目を集めている給付設計です。

ここからは国債連動型の CB を採用している DB を前提に、運用実績連動型の CB への変更に伴う影響を説明します。なお、退職給付会計に与える影響については、日本会計基準を適用しており、債務および費用の計算は原則法、退職給付見込額の期間帰属方法は CB の給付設計で多く採用されているであろう給付算定式基準（将来の拠出付与額を織り込まない方法）という前提とします。

まず、DB の年金財政に与える影響です。運用実績連動型の CB は運用実績が給付額に直結するため、運用の目標値である予定利率の設定が非常に重要になります。また、運用実績連動型の CB への移

行後に予定利率を変更することは給付額の期待値を変更することと同義のため、制度変更時に慎重に予定利率を決定する必要があります。一般的には、制度変更前後の想定給付水準を変えないことを望む会社が多いため、現行の国債連動型の CB の制度構築時に設定した想定利率（2.5%程度が多い印象です）を制度変更後の予定利率とするパターンが多いと考えます。予定利率が決まったら、標準掛金の算定上の再評価率の見込みも予定利率と同率で設定することになると考えます。予定利率と再評価率の見込みが、現行制度のそれらの率と比較してどうなるかによって、DB の年金財政への影響が決まります。なお、運用実績連動型の CB への変更が DB 法令上の給付減額に該当するかどうかは労使合意の観点で重要です。給付減額の判定では過去 5 年間の積立金の運用利回りの平均を使用するため、直近 5 年間の運用実績が良いタイミングで制度変更を行う場合は、給付減額に該当する可能性が下がります。

次に、退職給付会計に与える影響です。事例 2 でも記載したとおり、退職給付会計は DB の年金財政と比較して、より実態に近い見積りとする必要があるため、現行の再評価率の見込みは足元の国債利回り並みの低い水準で設定されているケースが多いと考えます。一方、運用実績連動型の CB への変更後の再評価率の見込みは、年金財政における予定利率と同率とすることが合理的であり、結果的に再評価率の見込みは引き上がるケースが多いと考えます。この結果、退職給付債務および勤務費用は増加します。また、退職給付債務の増加分は過去勤務費用となり、P/L 上は平均残存勤務年数以内の一定年数で遅延認識していくことになります。

事例 1 の末尾にも記載しましたが、運用実績連動型の CB はインフレ対応が自動で行われる点が最大のメリットだと考えます。制度変更時には予定利率の検討などの負荷があり、また、制度導入後もガバナンス上の措置として加入者が運用の意思決定に参画できる仕組みを設ける必要がありますが、昨今のインフレを踏まえ、運用実績連動型の CB が普及することを期待しています。

4. おわりに

ここまで退職給付制度のインフレ対応という観点で事例を紹介してきました。2025 年 4 月 23 日に資産運用立国推進議員連盟から石破総理に提出された「資産運用立国 2.0 に向けた提言」の中でも、DB におけるインフレ抵抗力が確保されるような取り組みの好事例を厚生労働省が公表すべきとの旨が記載されており、退職給付制度のインフレ対応が進んでいくことが期待されます。

2025 年 8 月号ではインフレ耐性があると考えられるリスク分担型企業年金および DC を中心に、会社と従業員のリスクシェアという観点で退職給付制度の見直し事例をご紹介します。

なお、本稿における意見にかかわる部分および有り得べき誤りは、筆者個人に帰属するものであり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

参考文献

- 日本労働組合総連合会「2025 年春闘 第 5 回回答集計」
(<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2025.html>)
- 総務省統計局「2020 年基準 消費者物価指数」
(<https://www.stat.go.jp/data/cpi/1.html>)
- 日本銀行「2%の物価安定の目標」
(<https://www.boj.or.jp/mopo/outline/target.htm>)
- 自由民主党・衆議院議員 小林史明 公式サイト「提言全文：資産運用立国 2.0 に向けた提言」
(<https://fumiaki-kobayashi.jp/archives/5749>)
- 日立ハイテク企業年金基金「再評価率・指標利率の 3 年間経過措置について」
(<https://kikin.hitachi-hightech.com/kikin/news/202304.html>)

(注) 上記の URL は、URL 先の都合により削除・移動される可能性がある点にご留意ください

日本におけるサステナビリティ情報の法定開示の動向①

～人的資本情報開示の視点から見た SSBJ 基準～

トータルリワード戦略コンサルティング部 エグゼクティブコンサルタント 阿久津 太

要旨

- 上場企業は、2023/3 期決算より、サステナビリティに関する考え方や取組について、有価証券報告書を通じて開示することが義務付けられています（いわゆる「法定開示」です）
- 法定開示の枠組みが変わろうとしています
サステナビリティ情報の本格的な開示基準が公表され、金融庁がこの基準を法定開示基準として指定する方向で議論を進めています
- 現在の議論においては、プライム上場企業への適用が想定されます
- 特に気候関連情報開示に大きな影響がありますが、人的資本情報開示にも影響があります

本稿では、サステナビリティ情報にかかる法定開示の動向について、2 回に分けて解説します。今月号はサステナビリティ基準委員会（以下、SSBJ）が公表したサステナビリティ情報の開示基準（以下、SSBJ 基準）の概要を、来月号は金融庁の動向を中心に解説します。

1. はじめに

日本における法定開示の体系は、図表 1 のとおりです。財務情報、サステナビリティ情報は、いずれも、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書を通じて情報開示を行います。

しかしながら、開示内容や開示項目の定め方については違いがあります。財務情報においては適用可能な開示基準（日本の会計基準、IFRS 会計基準、米国会計基準等）が指定されており、開示内容等はその定めに従います。サステナビリティ情報においては開示基準の指定はありません。開示内容等については、図表 2 のとおり、「企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）」に直接規定されています。

このような中、2025 年 3 月 5 日 SSBJ は、SSBJ 基準を公表しました。また、金融庁は、将来的に「SSBJ 基準を法定開示の基準として指定する」ことを前提に、適用対象企業の範囲、適用時期等を検討しています。もともと SSBJ 基準はプライム上場企業への適用を想定して開発されたこともあり、適用対象企業の範囲については「全てのプライム上場企業を対象とする方向」で議論されています。プライム上場企業は、近々、サステナビリティ情報を SSBJ 基準に基づき開示することになりそうです。

(図表 1) 日本における法定開示の体系

	財務情報（財務諸表）	サステナビリティ情報
根拠法令		金融商品取引法
開示媒体		有価証券報告書
開示基準	以下のいずれか 日本の会計基準、IFRS会計基準 米国会計基準、修正国際基準	指定なし →将来的には、SSBJ基準を指定する方向
開示内容 開示項目	選択した開示基準に定める内容/項目	企業内容等の開示に関する内閣府令に定める内容/項目 →将来的には、SSBJ基準に定める内容/項目となる方向

出所：筆者作成

(図表 2) 企業内容等の開示に関する内閣府令における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の規定

サステナビリティ全般にかかる開示内容等を規定しつつも、人的資本情報に力点

当連結会計年度末現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。（中略）

a **ガバナンス**(サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。)及び**リスク管理**(サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。)について記載すること。

b **戦略**(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。cにおいて同じ。)並びに**指標及び目標**(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。cにおいて同じ。)のうち、重要なものについて記載すること。

c **b の規定にかかわらず、人的資本(人材の多様性を含む。)**に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。

(a) 人材の多様性の確保を含む**人材の育成に関する方針**及び**社内環境整備に関する方針**(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を戦略において記載すること。

(b) (a)で記載した方針に関する**指標**の内容並びに当該指標を用いた**目標及び実績**を指標及び目標において記載すること。

出所：企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき筆者作成

2. ISSB 基準 ～SSBJ 基準のベースとなった基準

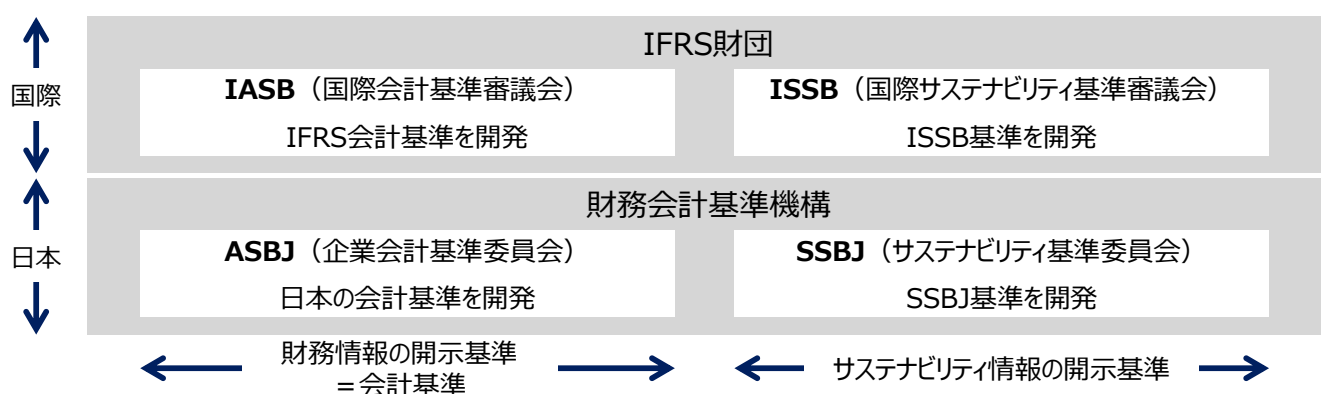
SSBJ 基準は、国際的な比較可能性の観点から、国際的な基準である ISSB 基準をベースとして開発されました。ISSB 基準とはどのような基準でしょうか。

■ 開発体制

図表 3 のとおり、ISSB 基準は、IFRS 財団内の ISSB という審議会が開発する国際的なサステナビリティ情報の開示基準です。IFRS 財団には、ISSB の他に、IASB という審議会があります。IASB が開発する国際的な財務情報の開示基準が「IFRS 会計基準」です。

日本も IFRS 財団と同様の体制を敷いており、財務会計基準機構内に ASBJ、SSBJ という 2 つの委員会があります。ASBJ が開発する日本の財務情報の開示基準が「日本の会計基準」、SSBJ が開発する日本のサステナビリティ情報の開示基準が「SSBJ 基準」です。

(図表 3) ISSB 基準、SSBJ 基準の開発体制



出所：筆者作成

IASB	国際会計基準審議会	International Accounting Standards Board
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会	International Sustainability Standards Board
ASBJ	企業会計基準委員会	Accounting Standards Board of Japan
SSBJ	サステナビリティ基準委員会	Sustainability Standards Board of Japan

■ 概観

2023 年 6 月 ISSB は、ISSB 基準を公表しました。

IFRS S1	General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項
IFRS S2	Climate-related Disclosures 気候関連開示

ISSB 基準には図表 4 の特徴があります。

- ①国際的な一貫性や比較可能性を確保しつつも、「各国が、ISSB 基準をベースとして、自国の基準を開発すること」を意識し、グローバルなベースラインとなる最低限の基準を提供しています。
- ②IFRS 財団は、林立していた主要な基準設定団体を組織的に統合（TCFD から役割引継、SASB、CDSB、IIRC を統合）しました。その上で、基準開発にあたり、これらの団体の基準を活用しています。例えば、ISSB 基準の 4 つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標/目標）は TCFD 提言

のものを踏襲しています。また、ISSB 基準には「SASB スタンダードを考慮しなければならない、CDSB フレームワーク適用ガイダンスを考慮できる」といった規定があります。

- ③ISSB 基準は会計基準を選びません（GAAP agnostic）。財務諸表に IFRS 会計基準以外の基準（例えば、日本の会計基準、米国会計基準）を適用していても、ISSB 基準を適用できます。
- ④IFRS 財団は、他団体である GRI、EFRAG と連携しています。そのため、他団体の基準（GRI が開発する GRI スタンダード、EFRAG が開発する ESRS）との相互運用性も意識しており、ISSB 基準には「GRI スタンダード、ESRS を考慮できる」という規定があります。
- ⑤各国の証券監督当局等（日本の場合、金融庁）をメンバーとする証券監督者国際機構（IOSCO）、金融安定理事会（FSB）、G20、G7 等から国際的に支援を得ています。

（図表 4）ISSB 基準の特徴

① グローバルベースラインビルディングブロック	国際的な一貫性、比較可能性を確保したグローバルな基準 各国が、個々の事情に応じて、要求を上乗せすることを想定した最低限の基準
② 既存の主要基準を活用	IFRS 財団は、既存の基準設定団体※1 を統合 ※1 IFRS 財団は TCFD から役割を引継ぎ、SASB、CDSB、IIRC を統合 その上で、ISSB 基準にこれらの団体の基準※2 を活用 ※2 TCFD 提言、SASB スタンダード、CDSB フレームワーク
③ GAAP agnostic	IFRS 会計基準以外の会計基準（例えば日本基準）を適用していても、ISSB 基準を適用可
④ 相互運用性	他団体の基準（GRI スタンダード、ESRS）との相互運用性※3 を意識 ※3 IFRS 財団は、GRI（GRI スタンダードの設定団体）、EFRAG（ESRS の設定団体）と連携
⑤ 国際的な支援	証券監督者国際機構（IOSCO）、金融安定理事会（FSB）、G20、G7 等からの支援あり

出所：筆者作成

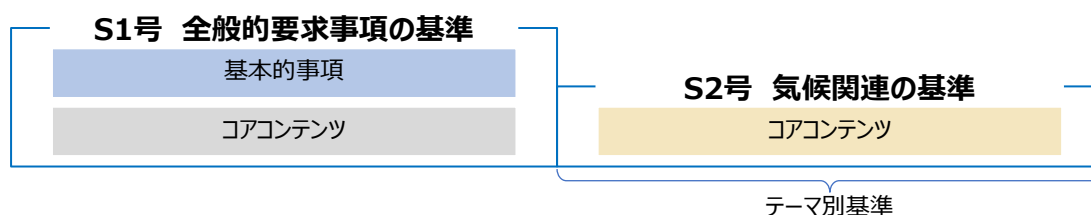
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース	Task Force on Climate-related Financial Disclosures
SASB	サステナビリティ会計基準審議会	Sustainability Accounting Standards Board
CDSB	気候変動開示基準委員会	Climate Disclosure Standards Board
IIRC	国際統合報告評議会	International Integrated Reporting Council
GRI	グローバル・レポーティング・イニシアティブ	Global Reporting Initiative
ESRS	欧州サステナビリティ報告基準	European sustainability reporting standards
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ	European Financial Reporting Advisory Group

■構成

図表 5 のとおり、S1 号は全般的な基準、S2 号はテーマ別基準です。現在テーマ別基準は「S2 号 気候関連開示」のみですが、今後新たなテーマを選定した上で、順次 S3 号、S4 号・・・を開発していくと思われます。

ISSB 基準は、すべての基準を同時に適用しなければなりません。気候関連の情報開示にあたっては、S2 号のみならず S1 号も同時に適用します。テーマ別基準がない情報（例えば人的資本情報）の開示にあたっては S1 号のみを適用します。

（図表 5）ISSB 基準の構成



出所：筆者作成

3. SSBJ 基準

■ 概観

2025 年 3 月 5 日 SSBJ は、SSBJ 基準を公表しました。

サステナビリティ開示ユニバーサル基準	サステナビリティ開示基準の適用（以下、適用基準）	
サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号	一般開示基準	（以下、一般基準）
サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号	気候関連開示基準	（以下、気候基準）

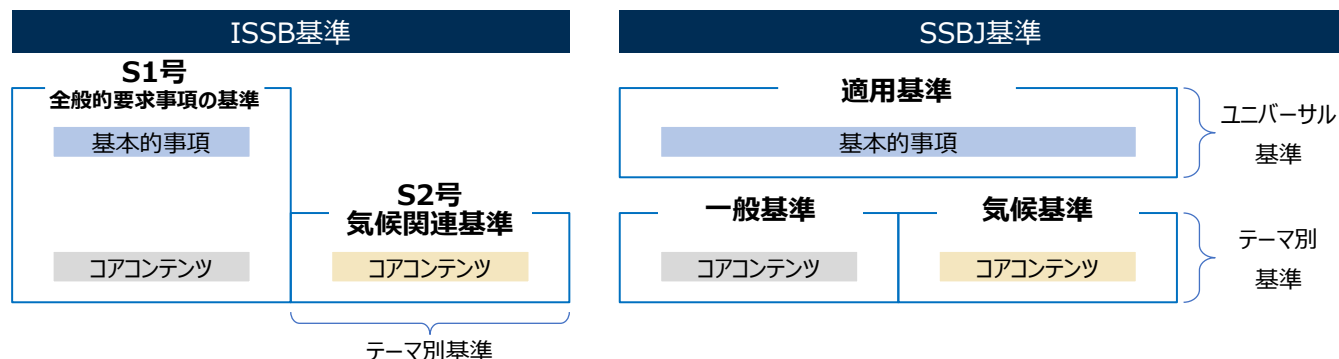
SSBJ 基準は、「基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにする」という方針の下、ISSB 基準をベースとして、プライム上場企業に適用することを想定して開発されました。原則として ISSB 基準の要求事項を全て取り入れていますので、基準の構成を除き、SSBJ 基準と ISSB 基準に大きな違いはありません。

■ 構成

SSBJ 基準は ISSB 基準をベースとしつつも、わかりやすさの観点から、図表 6 のとおり構成を変更しています。ISSB 基準の S1 号を 2 つに分割し、基本的事項を定めた部分を「適用基準」、コアコンテンツに関する部分を「一般基準」とした上で、「一般基準」はテーマ別基準の 1 つと位置付けました。この結果、テーマ別基準は「一般基準」、「気候基準」の 2 つで、「適用基準」は全体に亘るユニバーサルな基準となります。

構成に違いはあるものの、SSBJ 基準も、ISSB 基準と同様、すべての基準を同時に適用しなければならないため、基準全体の効力に実質的な差はありません。例えば、気候関連の情報開示にあたっては、気候基準のみならず適用基準、一般基準も同時に適用します。テーマ別基準がない情報（例えば人的資本情報）の開示にあたっては、適用基準、一般基準を適用します。

(図表 6) ISSB 基準、SSBJ 基準の構成



出所：筆者作成

■ 適用基準の概要

適用基準の概要は図表 7 のとおりです。

(図表 7) 適用基準の概要

①目的	・サステナビリティ情報開示※を作成、報告する場合における、基本となる事項を示すこと ※短期、中期、長期にわたり、企業のキャッシュフロー等に影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する開示 ・主たる想定利用者は、現在の及び潜在的な投資者、融資者、その他の債権者
②会計基準との関係	GAAP agnostic いずれの会計基準を適用していても、SSBJ 基準を適用可
③報告企業	財務諸表と同じ
④報告期間	財務諸表と同じ
⑤報告タイミング	財務諸表と同じ
⑥情報の記載場所	財務諸表と同じ
⑦リスク/機会の識別	・SSBJ 基準を適用 ・SASB スタンドアードの適用可能性を考慮しなければならない ・CDSB フレームワーク適用ガイダンス等の適用可能性を考慮することができる
⑧リスク/機会に関する重要性ある情報の識別	・SSBJ 基準を適用 ・SSBJ 基準に具体的な定めがない場合に限り - SASB スタンドアードの適用可能性を考慮しなければならない - CDSB フレームワーク適用ガイダンス等の適用可能性を考慮することができる 【SSBJ 基準と矛盾しない範囲で】GRI スタンドアード、ESRS 基準等の適用可能性を考慮することができる
⑨コネクティビティ	項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表におけるつながりの情報を提供

出所：筆者作成

①目的

サステナビリティ情報開示（短期、中期、長期にわたり、企業のキャッシュフロー等に影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する開示）を作成、報告する場合における、基本となる事項を示すことです。

主たる想定利用者は、現在の及び潜在的な投資者、融資者、その他の債権者ですので、財務諸表と同じです。

②会計基準との関係

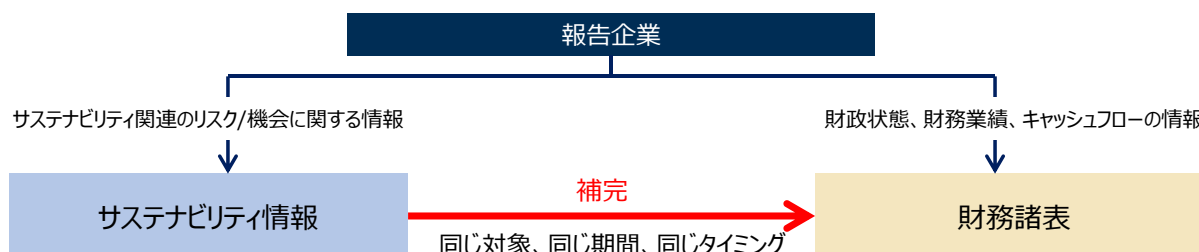
SSBJ 基準は会計基準を選びません（GAAP agnostic）。財務諸表にどの会計基準を適用していても（日本基準、IFRS 会計基準、米国会計基準、修正国際基準いずれであっても）、SSBJ 基準を適用できます。

SSBJ 基準は、SSBJ 基準に基づき開示する情報を、「サステナビリティ情報」ではなく「サステナビリティ関連財務情報」と称しています。これは、「開示すべき情報は、財務諸表を補完する情報である」との考えに基づくものです。この考え方に基づくため、サステナビリティ関連財務情報の開示には柔軟性があり、「GAAP agnostic になる」と考えられます。

本稿では、本パラグラフ（②会計基準との関係）を除き、「サステナビリティ関連財務情報」に代えて、単に「サステナビリティ情報」という用語を使用しています。

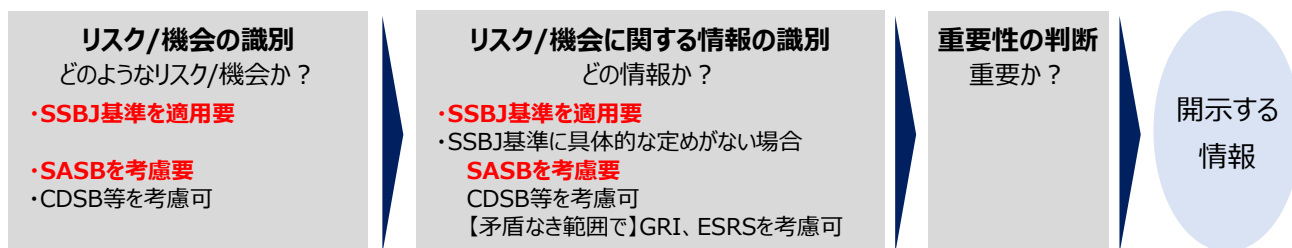
③報告企業、④報告期間、⑤報告タイミング、⑥情報の記載場所

報告企業、報告期間、報告タイミング、情報の記載場所は、財務諸表と同一です。「開示すべき情報は、財務諸表を補完する情報である」という考え方に根差しているため、財務諸表、サステナビリティ情報間で報告企業、報告期間、報告タイミングを揃えるよう要求していると考えられます。



⑦リスク/機会の識別、⑧リスク/機会に関する重要性ある情報の識別

開示情報を特定するプロセスは 3 段階です。リスク/機会の識別、リスク/機会に関する情報の識別を行った上で、重要性の判断を経て、開示する情報を特定します。



リスク/機会の識別、リスク/機会に関する情報の識別にあたっては、まず SSBJ 基準を適用しますが、他の基準も併用します。他の基準は、下表のとおり使い分けます。

SASB スタンダード ～考慮しなければならない、業種別の基準

SASB スタンダードは、「考慮しなければならない基準」として、「考慮することができる基準」より一段高い位置付けとなっています。リスク/機会の識別時には必ず、リスク/機会に関する情報の識別時には SSBJ 基準に具体的な定めがない場合に限り、SASB スタンダードの適用可能性を考慮しなければなりません。考慮した結果、適用してもしなくても、いずれでも差し支えありません。

SASB スタンダードは、IFRS 財団傘下の業種別スタンダード（77 業種）であり、業種別に、その業種に想定される開示トピック、指標等を提供しています。企業価値に影響を与える要因は業種や会社によって異なりますので、SASB スタンダードを参照し、自社にあてはまらないか等を考慮することは有用です。

CDSB フレームワーク適用ガイダンス ～考慮することができる、水と生物多様性関連の基準

リスク/機会の識別時には適宜、リスク/機会に関する情報の識別時には SSBJ 基準に具体的な定めがない場合に限り、CDSB フレームワーク適用ガイダンスの適用可能性を考慮することができます。

CDSB フレームワーク適用ガイダンスは、IFRS 財団傘下の水、生物多様性関連のガイダンスです。

GRI スタンダード、ESRS ～矛盾しない範囲で考慮することができる、他団体が開発した基準

リスク/機会の識別時に適用することはできません。

リスク/機会に関する情報の識別時には、SSBJ 基準に具体的な定めがない場合に限り、SSBJ 基準と矛盾しない範囲で、適用可能性を考慮することができます。他団体の基準である GRI スタンダード、ESRS を適用すると、基準間の相互運用性が改善され、企業負担を軽減する可能性があります。しかしながら、これらの基準の想定利用者※は、SSBJ 基準より広い範囲を意図しているため、「SSBJ 基準と矛盾しない範囲で」という条件が付きます。

GRI スタンダードは GRI が開発する基準、ESRS は EFRAG が開発する基準です。

※GRI スタンダード、ESRS は「ダブルマテリアリティ」という考えを採用しており、環境や社会が企業に与える主要課題（シングルマテリアリティ）に加えて、企業が環境や社会に与える主要課題も含めて考えます。したがって、シングルマテリアリティを採用する SSBJ 基準、SASB スタンダード、CDSB フレームワーク適用ガイダンスより想定利用者が広がっています。

最後に、重要性判断を行います。「重要性がある」とは、ある情報を省略、誤表示、不明瞭にした場合に、想定利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいいます。

サステナビリティ情報と財務諸表は、異なる目的に沿った異なる種類の情報です。そのため、サステナビリティ情報に関する重要性判断は、当然、財務諸表に関する重要性判断とは異なります。

⑨コネクティビティ

項目間、サステナビリティ情報内、サステナビリティ情報と財務諸表におけるつながりの情報を提供することが求められています。例えば、「企業戦略と目標への進捗を測る指標の関連性」、「消費者選考変化に伴う商品需要の減少局面での、工場閉鎖などの企業戦略が企業財務に与える影響」といった情報です。

■一般基準の概要

一般基準の概要は図表 8 のとおりです。

4 つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標/目標）という枠組み自体は、目新しいものではありません。現行の開示府令（図表 2 参照）が求める構成要素、現行のコーポレートガバナンス・コード補充原則 3-1③に登場する TCFD 提言が求める構成要素と同一です。

しかしながら、構成要素の内容については、現行の規定に比して、より詳細に規定されています。

（図表 8）一般基準の概要

目的	主たる利用者が企業への資源提供の意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク/機会に関する情報開示について定めること		
コア コンテンツ	サステナビリティのリスクと機会に関する情報を、4 つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標/目標）で開示		
	ガバナンス	・リスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する事項 ・リスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する事項	
	戦略	・企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るリスク及び機会 ・リスク及び機会が企業のビジネスモデル及びバリューチェーンに与える影響 ・リスク及び機会の財務的影響 ・リスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響 ・リスクに関連する企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンス	
	リスク管理	・リスクを識別、評価、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報 ・機会を識別、評価、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報 ・リスク及び機会に関するプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報	
	指標/ 目標	指標	・SSBJ 基準が要求している指標 ・リスク又は機会に関するパフォーマンスの測定、モニタリングのために企業が用いている指標 ・企業に関連する産業別の指標のうち、主なもの
		目標	・（該当ある場合）戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標 ・（該当ある場合）法令により満たすことが要求されている目標

出所：筆者作成

■適用基準、一般基準共通

● 適用対象企業

適用対象企業の定めはありません。

● 適用時期

「基準公表日以降終了する年度から適用可」と定められていますので、2025 年 3 月期決算から任意適用できます。

このように、SSBJ 基準には、強制適用対象企業、強制適用時期の定めはありません。なぜなら、SSBJ 基準は、1 つの民間団体が公表した開示基準に過ぎず、法的な強制力はないからです。

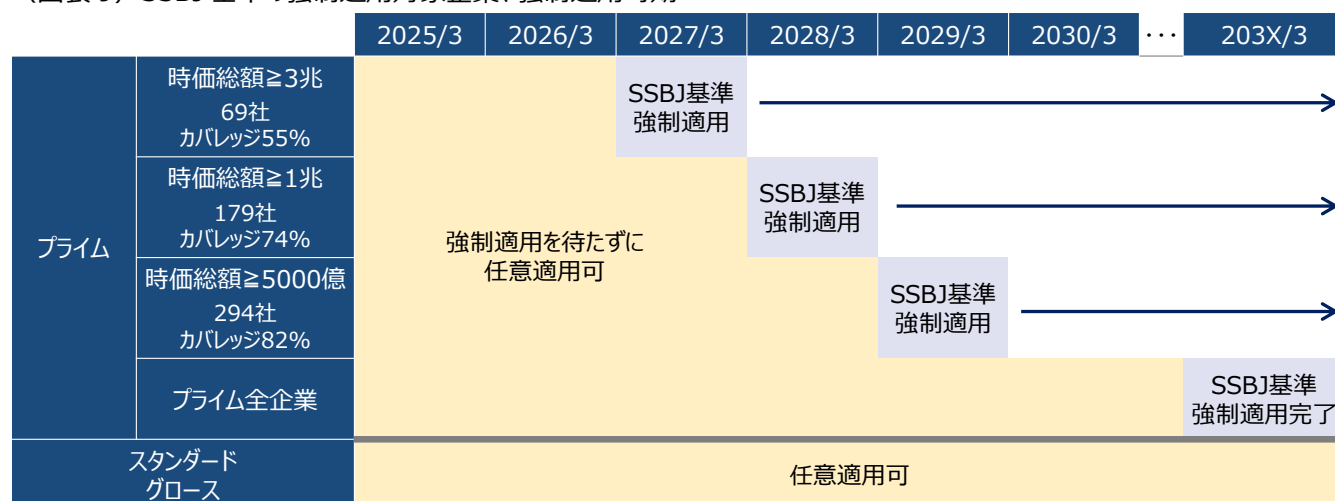
この基準に法的な強制力を持たせるよう法制化/法整備を主導するのは、金融庁です。

4. 金融庁における議論 ～SSBJ 基準の強制適用対象企業、強制適用時期等に関する議論

金融庁は、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、SSBJ 基準を金融商品取引法に基づく法定開示の基準として強制適用することを前提に、強制適用対象企業の範囲、強制適用時期等を検討しています。

現時点では未だ議論中ですが、図表 9 のとおり「プライム上場企業に対して、時価総額の大きい企業から強制適用を開始し、順次対象を拡大、2030 年代にはすべてのプライム上場企業を対象とする。スタンダード/グロース上場企業には当面強制適用しない。」という案が有力です。詳細は、来月号で解説します。

(図表 9) SSBJ 基準の強制適用対象企業、強制適用時期



出所：第 5 回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ資料より筆者作成

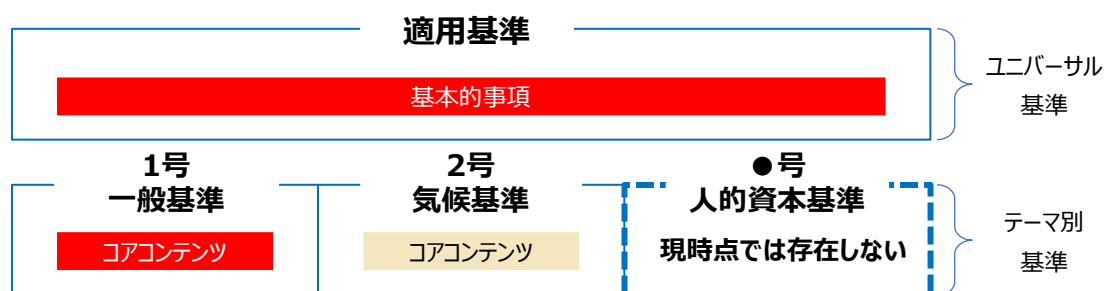
5. 人的資本情報の法定開示

SSBJ 基準が法定開示の基準となった場合に、人的資本情報はどのように扱うのでしょうか。実際の取扱いには金融商品取引法等の建付けに依存しますが、ここでは、法令上、①SSBJ 基準が強制適用される企業、②強制適用されない企業に分けて規定されることを前提に整理します。

■SSBJ 基準が強制適用される企業（＝プライム上場企業？）

法令上、「開示府令（図表 2 参照）の規定」を「SSBJ 基準」に置き換えると考えられます。

この場合、現時点では SSBJ 基準に人的資本情報のテーマ別基準はないため、適用基準、一般基準の規定に基づき開示することとなります。しかしながら、適用基準、一般基準の本文は、抽象的な一般論であり、具体性は乏しいです。考慮しなければならない基準（SASB スタンド）、考慮できる基準（GRI スタンド、ESRS）を参照し、ここから具体的な示唆を得ることもあるでしょう。



■SSBJ 基準が強制適用されない企業（＝スタンダード、グロース上場企業？）

SSBJ 基準の強制適用はないため、法令上変更なく、現行どおり、開示府令の規定に従うと考えられます。

ただし、自発的に SSBJ 基準を任意適用する場合には、留意が必要です。開示府令の規定が残った状態で、SSBJ 基準を任意適用するため、開示府令、SSBJ 基準両方を満たす必要があります。例えば、SSBJ 基準が要求する開示情報に、開示府令が要求する開示情報が含まれていない場合、開示府令の要求を満たすよう、開示情報を追加する必要があります。

SSBJ基準を任意適用する場合

開示情報＝「SSBJ基準が要求する開示情報」と「開示府令が要求する開示情報」の和集合



6. 来月に向けて ～主要論点の頭出し

来月号では金融庁や ISSB の動向を中心に解説しますが、主要論点について簡単に触れておきます。

■ 金融庁の動向

SSBJ 基準の適用にあたっては様々な課題が想定されます。例えば、下記の 2 つです。

● サステナビリティ情報開示への保証

SSBJ 基準は、サステナビリティ情報に関して、第三者による保証を求めています。しかしながら、サステナビリティ情報の信頼性確保への投資家ニーズは高く、国際的な潮流も保証を求めていく方向にあります。したがって、金融庁が SSBJ 基準を法定開示基準とするにあたっては、金融商品取引法の枠組みの中で、第三者による保証を求めるものと考えられます。

実際に、現在、金融庁において、保証の対象企業、時期、範囲、担い手等を議論中です。

● 財務諸表とサステナビリティ情報の同時報告

SSBJ 基準は、サステナビリティ情報の報告企業、報告タイミング等について、財務諸表と同一であることを求めています。例えば、3 月決算の場合、財務諸表と同じ連結ベースの企業集団を対象に、有価証券報告書内で（または一定の要件を満たす統合報告書、サステナビリティレポート等を参照する形式で）、おそらく第三者による保証を付した上で、6 月末までに開示する必要があります。これは、連結対象企業の範囲で、第三者保証付きの統合報告書等を 6 月末までに完成させることとほぼ同義です。現状、統合報告書等の公表が有価証券報告書提出の数か月遅れになっていることを踏まえると、同時報告は難しいのではないのでしょうか。

このような状況を踏まえ、現在、金融庁において、「二段階報告」等現実的な方法を議論中です。

■ ISSB の動向

SSBJ は、今後の対応方針として「ISSB 基準が新規開発/改訂される場合、SSBJ 基準における取扱いを可及的速やかに検討する」としています。したがって、SSBJ 基準の開発は今後も ISSB 基準の開発動向に追随すると考えられるため、ISSB の動向（ISSB の当面の計画は？ 次のテーマ別基準（IFRS S3 号）のテーマは？ 等）には留意する必要があります。

なお、本稿における意見にかかわる部分および有り得べき誤りは、筆者個人に帰属するものであり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

財政決算報告書の見方③

～積立上限～

トータルリワード戦略コンサルティング部 シニアコンサルタント 羽賀 寛

要旨

- 確定給付企業年金制度の財政決算においては、積立上限の検証を行う必要があります
- 積立上限の検証では積立上限用数理債務と最低積立基準額を基準にしますが、積立上限用数理債務は計算基礎率の一部が数理債務と異なっています
- 積立上限に抵触する場合、掛金停止・控除することになりますが、その算定方法は「前詰方式」「元利均等方式」の 2 つがあります
- 近年、年金資産の運用好調等により徐々に積立上限が意識される状況ですが、剰余を活用した確定給付企業年金制度のインフレ対応を検討することも必要です

今回は、「財政決算報告書の見方」の第 3 回目として、確定給付企業年金（以下、DB）制度における「財政検証」の 1 つである、「積立上限の検証」を取り上げます。

1. 財政検証における「積立上限」について

■財政検証における「積立上限の検証」の役割

三菱 UFJ トータルリワードレポート 2025 年 5 月号の「財政決算報告書の見方」第 2 回目のとおり、毎年の財政決算において財政検証を行うこととなっており、「継続基準」「非継続基準」の検証を行うことを取り上げました。これは受給権保護の観点から、DB 制度が継続・終了した場合の債務に不足がないかを確認し、一定以上の不足がある場合は、追加掛金を拠出する必要性があるかを検証するものです。

一方、認知は少ないですが、3 つ目の財政検証として「積立上限の検証」があります。この検証は視点が変わって、掛金が損金算入されることから年金資産が過度な積立となっていないかという税制上の観点が強いです。近年、年金資産の運用好調やリスク対応掛金の拠出等により、積立上限抵触が徐々に意識されるようになっており、弊社への積立上限関連のご照会は増えてきています。

■「積立上限の検証」の内容

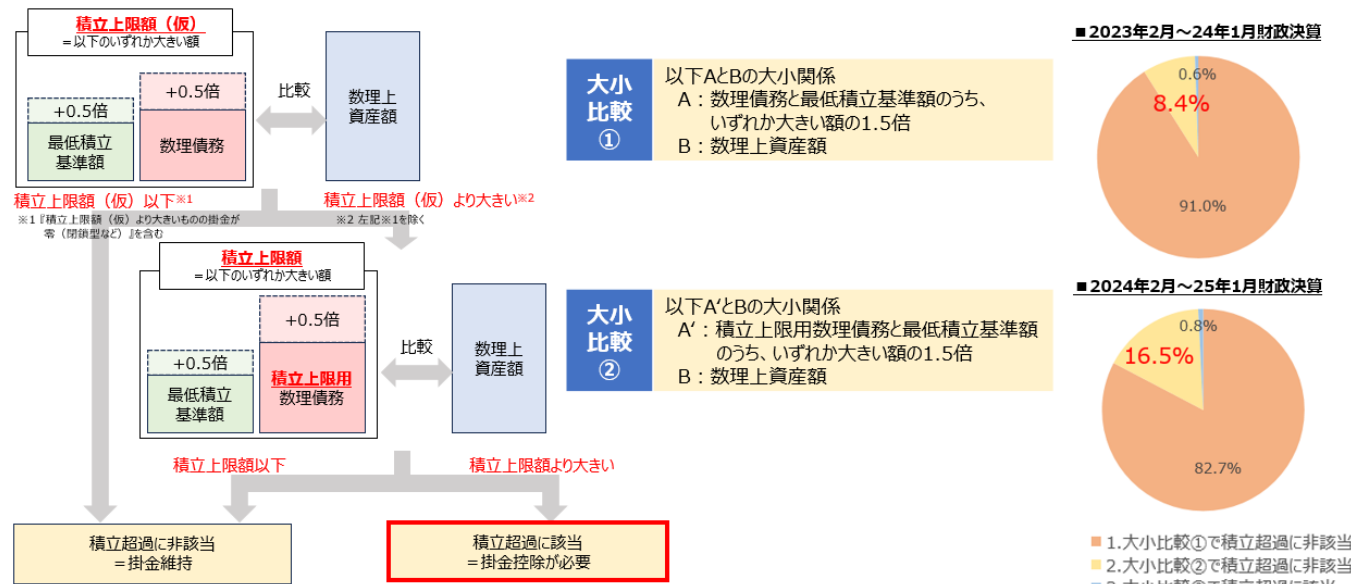
積立上限の検証は、資産と負債を比較し、**資産が大きい場合は、掛金を控除もしくは停止**するものです。

・資産：数理上資産

・債務：積立上限用数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい額の 1.5 倍

ただし、「数理債務 ≤ 積立上限用数理債務」という関係性があるため、その比較の前に、積立上限用数理債務ではなく数理債務を使った比較をすることになっています。

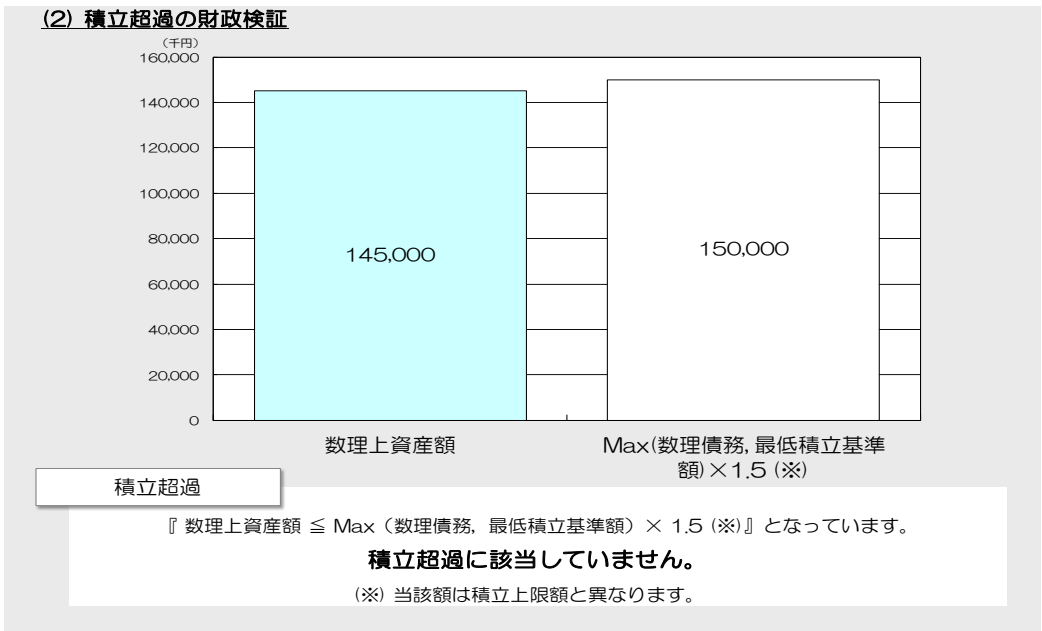
(図表 1) 積立上限の検証概要 および 弊社受託先の直近 2 年間の検証結果



出所：筆者作成

なお、弊社の財政決算報告書においては図表 2 のような記載になっていますが、※印の記載の通り、大小比較①の考え方になります。この場合、一見積立上限に抵触しそうな状況に見えますが、あくまで大小比較①の判定であるため、そのあと大小比較②の判定がある点が重要となります。

(図表 2) 弊社財政決算報告書 (例)

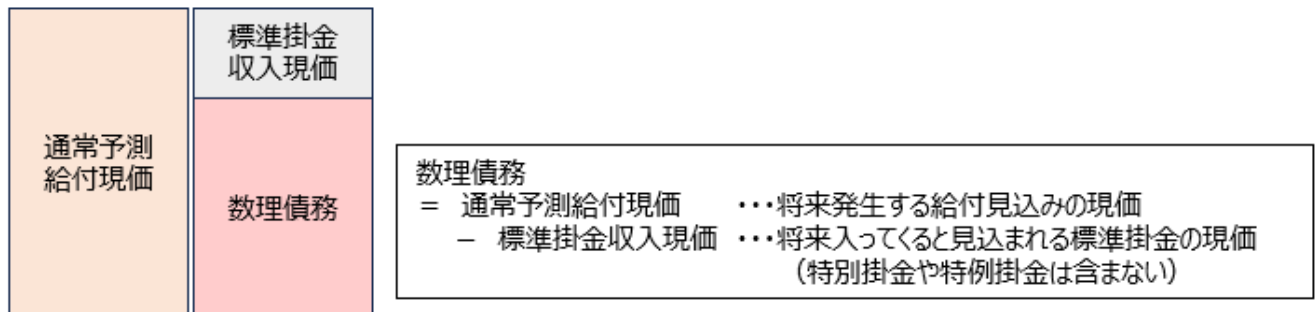


2. 積立上限用数理債務について

■「数理債務」の算出方法

まず、『積立上限用数理債務』の前に、『数理債務』を説明します。『数理債務』は「継続基準」における債務の 1 種類です。制度全体における、将来の債務である通常予測給付現価（将来発生する給付見込みの現価）から、収入（資産増）の見込みである標準掛金収入現価（将来入ってくると見込まれる標準掛金の現価）を控除したものです。これらは、計算基礎率（予定利率等）とよばれる計算前提に基づき計算されており、その一部である予定利率や死亡率は事業主や基金が決定するものとなっています。

（図表 3）数理債務の算出方法



出所：筆者作成

■「数理債務」と「積立上限用数理債務」の違い

それでは、『積立上限用数理債務』は『数理債務』とどのような違いがあるのでしょうか。

結論としては、「算出方法は同じ」ですが、「一部の計算基礎率が違う」が答えとなります。

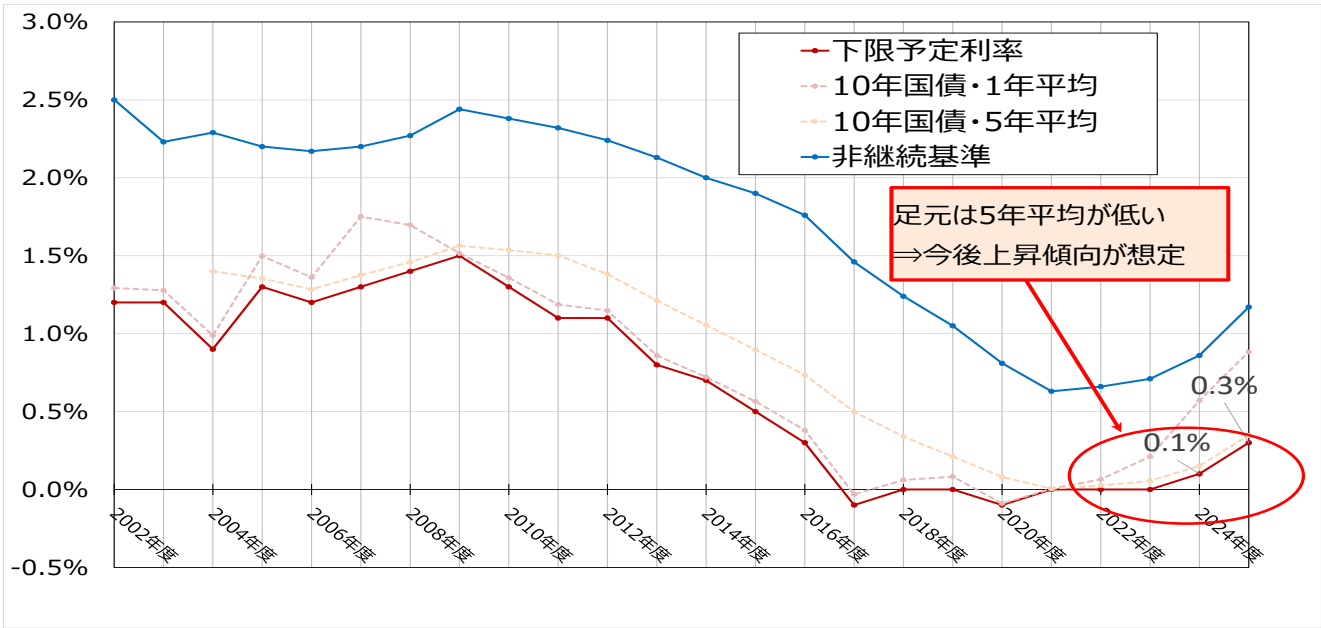
「算出方法は同じ」なので、通常予測給付現価から、標準掛金収入現価を控除することで算出されます。ただ、これらの計算で使用する、計算基礎率の一部が違っています。具体的には、事業主や基金が決めるものではなく、法令等に定められたものを使用することとなっています。どのような違いがあるか見ていきましょう。

まず、死亡率が違います。計算基礎である死亡率は、厚生労働省が告示で定める基準死亡率に対して、数理債務の算出においては一定率を乗じることができます。積立上限用数理債務で使用する死亡率は、その一定率が決められており、保守的となっています。そのため、「数理債務 < 積立上限用数理債務」となるのが一般的です。

次に、予定利率が違います。なお、積立上限用数理債務で使用する予定利率は、DB 法令上は下限予定利率と呼ばれるもので、予定利率を決める際の下限として使われており、「10 年国債利回りの 5 年平均」または「10 年国債利回りの 1 年平均」のいずれか低い率を基準に定められます。「下限予定利率 ≤ 予定利率」の関係になるため、「数理債務 ≤ 積立上限用数理債務」といった関係になります。

なお、直近の 10 年国債利回りは上昇傾向であり、5 年平均の方が低くなっていることで下限予定利率の上昇は緩やかになっていますが、今後数年間は下限予定利率が上昇すると見込まれます。その結果、『積立上限用数理債務』自体は年々小さくなる傾向にあり、積立上限に抵触しやすくなることを見込まれます。

(図表 4) 下限予定利率/10 年国債/非継続基準用予定利率の推移



出所：筆者作成

■ 積立上限の検証で用いる債務

1.のおさらいとなりますが、積立上限の検証で用いる債務としては、
『数理債務』、『積立上限用数理債務』、『最低積立基準額』
の 3 つがあります。それぞれの違いをまとめると、図表 5 のようになります。

(図表 5) 積立上限の検証に用いる債務比較

		数理債務	積立上限用数理債務	最低積立基準額
一般的な債務の大小関係		中	大	小
計 算 方 法	給付の見込み	将来の給付の伸びを見込む	同左	将来の給付の伸びは見込まない
	掛金の見込み	将来の標準掛金収入を見込む	同左	将来の掛金収入を見込まない
計 算 基 礎 率	予定利率	事業主等が決定	以下のいずれか低い利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率 ・10年国債利回りの1年平均 ・10年国債利回りの5年平均	30年国債利回りの5年平均を勘案して厚生労働大臣が定める率
	基準加入者	零以上が可	零	男子：0.84 女子：0.825
	受給権者またはその遺族（障害給付除く）	男子：0.68～1.00が可 女子：0.65～1.00が可	男子：0.68 女子：0.65	
	障害給付の受給権者	1.0以上が可	1.0	

※基準死亡率乗率は2025年4月以降を記載

出所：筆者作成

3. 掛金控除について

積立上限検証の結果、掛金の控除が必要となった場合、遅くとも翌々事業年度の最初に掛金拠出するまでに控除の開始が必要となります。「遅くとも」とあるため、法令上は早ければ翌事業年度中も想定した書きぶりではありますが、計算～意思決定～事務手続きといったことが必要となるため、実務的には翌々事業年度初からの開始となるかと思えます。

また、控除する方法としては、D B 規則第 60 条にある「前詰方式」「元利均等方式」の 2 つがあり、それぞれの特徴について、説明していきます。

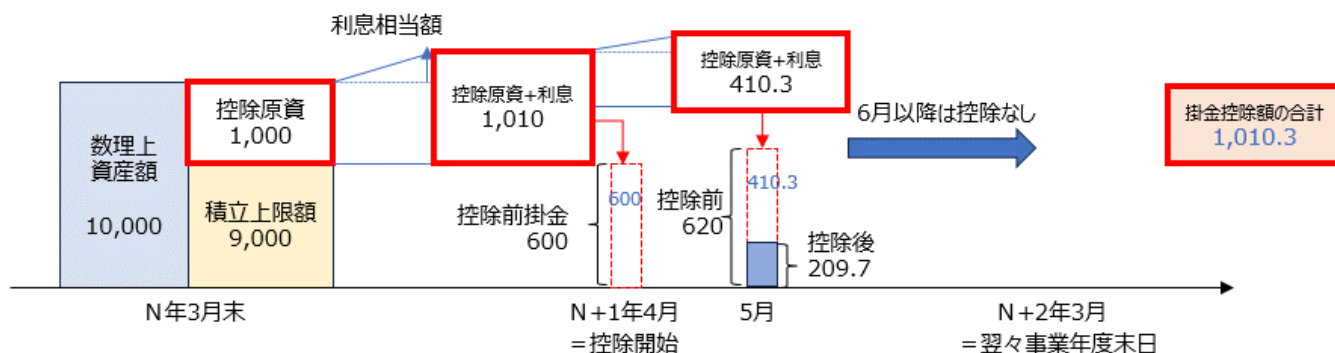
■前詰方式

この方式は、控除開始した月以降に前詰して控除していく考え方です。後述「元利均等方式」と比較すると、拠出停止となりやすい方式です。ただし、前詰することによって控除額の利息相当分が少なくなるため、**控除額の合計は若干小さくなります。**

図表 6 は、下限予定利率を 1.0%として計算したものです。この例においては、前詰によって 4 月は全額控除により掛金停止、5 月は一部控除、6 月以降は控除しない結果となっています。

また、実際の掛金控除額の合計は「1,010.3」になっています。

(図表 6) 前詰方式のイメージ



出所：筆者作成

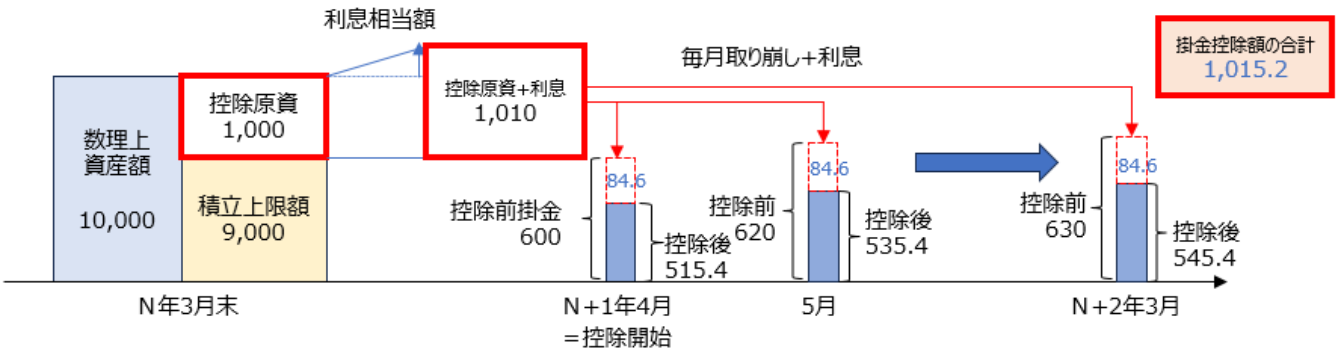
■元利均等方式

この方式は、控除開始した月から翌々事業年度末まで均等に控除していく考え方です。均等であるため、掛金停止にはなりにくいものの、毎月一定額ずつ控除ができる方式です。また、**前詰方式と比較して、控除額の合計は若干大きくなります。**これは控除を先伸ばしにしておく分、利息が増えるというものです。

図表 7 は、前詰方式と同じように計算したものです。この例においては、掛金減額が毎月 84.6 と掛金控除前の拠出予定金額の範囲内になるものです。

また、実際の掛金控除額の合計は「1,015.2」になっており、僅かですが大きくなっています。

(図表 7) 元利均等方式のイメージ



出所：筆者作成

今までの内容を含め、纏めると以下ようになります。

(図表 8) 前払方式と元利均等方式の比較

	前払方式	元利均等方式
方法	掛金控除開始以降、前払で掛金控除	掛金控除開始～翌々事業年度末まで均等に控除する
掛金控除開始	遅くとも、翌々事業年度の最初に拠出するまでに開始	同左
掛金控除終了	以下のいずれか早い日 ・翌々事業年度の末日 ・積立上限の超過額に控除額合計が達した日	翌々事業年度の末日
金額の大小	元利均等方式と比較して、控除額の合計は小さくなる	前払方式と比較して、控除額の合計は大きくなる

※加入者負担掛金がある場合、控除後の標準掛金において加入者負担分が1/2を超えてはならない（＝加入者負担掛金も控除する可能性がある）

出所：筆者作成

4. 最後に

今まで、積立上限検証や掛金控除について述べてきました。この内容をご一読いただいた皆様は、積立上限に該当した場合、掛金控除・停止が必要で、企業側のD B以外の事業へキャッシュを拠出する余力が出てくることが理解できたと思います。ただし、企業はその結果をそのまま受け入れるだけで良いのでしょうか。

なぜ足元積立上限検証に抵触する可能性が高まってきたかという点を振り返ってみると、運用環境が好調であることで年金資産が増えてきたことが要因の1つになります。この運用環境の好調の背景は様々ではありますが、その大きな要因としては、日本のデフレ脱却によって継続的なインフレが意識されるようになったことが挙げられます。そのような中、D B制度は「給付が確定」しており、負債も運用環境に連動しない制度が多いため、剰余が増え、積立上限が意識されるようになってきました。

一方、給付額自体は「確定」のため、インフレによる実質的な金額価値は低下していることになります。そのため、積立上限を超過して掛金控除・停止する対応で終わるのではなく、従業員の給付額を増やすことの検討が企業・従業員双方にとって重要だと考えています。その中では足元の剰余を活用して、D B 制度で当該インフレに対応した制度変更を検討することも可能です。

また、公的年金においてはインフレ対応が年金額改定ルールの中に織り込まれていますが、現役世代の負担軽減や将来世代の給付確保のため、物価変動ほど年金額が改定されないケースがあります。2025 年度の改定がまさしくその例となっており、結果的に 1.9%の改定となっています。

■ 現役世代の負担軽減

・物価変動率：2.7%

・名目手取り賃金変動率：2.3%

⇒物価変動率よりも現役世代の賃金変動率が低いため、名目手取り賃金変動率を優先

■ 将来世代の給付確保

・マクロ経済スライドによるスライド調整率：▲0.4%

⇒上記とあわせて、**1.9%の年金額改定（物価変動率と比較：▲0.8 ポイント）**

この例からわかる通り、公的年金だけではインフレ対応が不十分な部分があるため、企業年金でその差額を支えることも重要な検討事項になってきます。

2024 年 8 月に策定されたアセットオーナー・プリンシプルにおいて、

「原則 1：アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、（以下略）」

とあります。D B 制度においては、「受益者等＝従業員だけでなく、受給権者（所謂 O B・O G）」となるため、当該受益者等に対して、どのように剰余金の活用をするかが、今後重要になってくると考えています。

なお、本稿における意見にかかわる部分および有り得るべき誤りは、筆者個人に帰属するものであり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

昭和 100 年

今年は昭和 100 年にあたるということで、テレビや新聞でも色々な機会に採り上げられている。筆者は明治 100 年も経験しているが、当時は中学生で、かつ明治時代に暮らしたこともないため、さほどの感慨はなかった。ただ、昭和 100 年となれば、その 7 割ほどを過ごしているため、思い起こすことは多い。

昭和 100 年を大きく区分すると、戦争の時代（1945 年まで）と戦後の混乱期（1955 年まで）、高度成長期（1970 年頃まで）、オイルショックとバブル期（1989 年まで）、さらに失われた 30 年と呼ばれるバブル崩壊後ということになるだろう。良い時期と悪い時期を繰り返しているが、年数的には良くない時代のほうが多い気がする。幸い筆者は、「戦後は終わった」と言われる昭和 31 年生まれであり、最悪である戦争は経験していないし、バブルの恩恵もフルに浴しているだけに通算すると良い時代だったと振り返ることができる。しかし、戦争や就職氷河期などに人生を狂わされた世代もある。世代間の不公平については、何らかの公的な支援があってもよいのではないだろうか。

筆者は、昭和 53 年から産業の盛衰や企業の浮沈を間近に見るアナリストという職業に従事しており、自身では担当していなかった業種も含め、世の中の変化について一般の人より敏感に接してきたつもりである。例えば、担当外ではあったが、宅配やコンビニの急激な成長に驚き、自身で調査していたものでは液晶やプラズマ・ディスプレイの開発、さらにそれらがブラウン管に取って代わる様などを確認してきた。そのほか円高不況期には鉄鋼や造船業界が立ち直る過程を見守ったし、逆に業界あるいは個々の事情で消滅する企業も少なからず見てきた。100 年もあれば技術は大きく変革し、その中で成長する産業がある一方で衰退する産業も現れる。残念だが、そうした産業構造の変化は受け入れざるを得ないと思う。

元号は中国から伝わったものだが、その中国では現在元号は使われておらず、世界で元号を使っているのは日本だけのようだ。その日本でもビジネスでは西暦が使われることが多くなっているが、公的には廃止される予定はないようだし、個人的には何となく時代を反映するような元号をこのまま継続してほしいと思っている。となると将来、平成 100 年とか令和 100 年という時代がくることになる。しかし、どちらの 100 年も暗い時代からスタートしている。平成 100 年は失われた 30 年から、令和 100 年はコロナ禍とトランプショックから始まることになる。失われた 30 年から復活したと思ったら、コロナに見舞われ、コロナが収束したと思ったら、トランプ大統領の就任で過酷な要求を突きつけられている。ただ、昭和も最初の 30 年は暗い時代だったが、それを乗り越えている。それくらいの底力は日本にはあると信じていたい。

2025 年 5 月 14 日
アナリスト 久野 正徳

本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境、企業動向の変化や相場変動、労働法制、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。

本資料は、弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。

本資料の著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい

三菱UFJ信託銀行株式会社

トータルワード戦略コンサルティング部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内 1-4-5

www.mufg.jp